平成２２年（フ）第６３１９号
大阪府八尾市南小阪合町５丁目１番１―303号
債務者　泉　　隆夫
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３６０号
大阪府豊中市庄内西町２丁目20番12号
債務者　小西　康彦
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３７２号
大阪府豊能郡能勢町平通101番地の436
債務者　小田　敏幸
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３７４号
大阪府枚方市茄子作北町30番33号
債務者　柿原　幸治
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５５１号
大阪市淀川区三津屋北１丁目31番17号
債務者　小林　正已
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６４１号
大阪市淀川区西三国１丁目31番７号　アーバンハイツ西三国202号
債務者　澤田　ルミ
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７３１号
大阪府門真市石原町31番14号
債務者　塩濱　盛秀
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７３２号
大阪府門真市石原町31番14号
債務者　塩濱　幾代
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７７０号
大阪市都島区都島中通３丁目８番４号　寿住宅20号
債務者　切通　利幸
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７８８号
大阪市住之江区御崎１丁目７番26号
債務者　岡　　稔
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８３８号
大阪市中央区上汐１丁目５番５号　上汐ヴィラ403号
債務者　森澤　達郎
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８６９号
大阪市大正区南恩加島６丁目17番28号
債務者　中馬加奈江（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９０１号
大阪府豊中市豊南町東３丁目13番53号
債務者　鶴沼　寿恵（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９２６号
大阪府守口市金田町３丁目13番８号
債務者　生畑目博美
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９３６号
大阪市北区天満１丁目４番19―907号
債務者　永井空間構成室こと　永井　一由
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９８７号
大阪市鶴見区鶴見４丁目３番５号302
債務者　山本みどり
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７００４号
大阪市生野区新今里６丁目８番21号　キスカビル303号室
債務者　古谷ミサ子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０３２号
大阪府豊中市春日町４丁目10番10―401号
債務者　古山みつ子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部